

## 中小企業者の方々、釧路市内で創業を目指す方々へ

# 釧路市中小企業融資制度の改正についてお知らせします

問合せ先 市役所商業労政課 (☎31-4548)

市では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に併せ、中小企業者の競争力強化と遊休不動産の利活用を目的に、次のとおり融資制度の一部を改正しました。創業もしくは事業拡大等に取り組む事業者の皆さんに、新たな融資制度も用意していますのでご利用ください。

**新規** → 新たな融資制度 **要件拡充** → 一部を改正した融資制度

詳細は、市ホームページ (☎ [http://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/b\\_shien/shougyou/shinsei/page00009.html](http://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/b_shien/shougyou/shinsei/page00009.html)) をご覧ください。

貸付金の種類	用途	下記【共通要件】のほか必要となる主な条件等	貸付限度額	貸付期間	貸付利率(年)【※1】	利子補給率(年)	信用保証
① 丸釧資金	経営の合理化、設備の近代化等に係る運転資金または設備資金	—	5,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内	1.3%	—	保証付
② <b>新規</b> 創業支援資金	創業に係る運転資金または設備資金	・認定経営革新等支援機関【※2】が作成を支援した事業計画書を用意すること	1,500万円	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内	3年間 無利子 4年目以降 1.3%	1.3% (融資実行日から3年間)	必要に応じ 保証付 【補助制度あり】
③ <b>新規</b> がんばる企業応援資金	事業の拡大、新分野への進出または経営・サービスの効率化や近代化に係る運転資金または設備資金	・認定経営革新等支援機関【※2】が作成を支援した事業計画書を用意すること	運転資金 2,000万円 設備資金 5,000万円 (協同組合等1億円)	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内	3年間 無利子 4年目以降 1.3%	1.3% (融資実行日から3年間)	必要に応じ 保証付
④ <b>要件拡充</b> 空き地・空き建物再生事業資金	空き地・空き建物の再生を図るための設備資金	・市が定める商業集積地域【※3】で、建物の新設に係る建設・除却・土地購入、もしくは建物を購入し改修に充てる資金であること	1億円	15年以内	3年間 無利子 4年目以降 2.1%	2.1% (融資実行日から3年間)	必要に応じ 保証付
⑤ 中小企業 経営安定 資金	セーフティネット型	地域の経済状況に対応し、経営の安定化を図るための運転資金	500万円	3年以内	0.8%	1.3%	必要に応じ 保証付
	倒産関連型	倒産した取引事業者に債権を有する中小企業者に対する運転資金					
⑥ <b>要件拡充</b> 中心市街地活性化 事業資金	まちなか住居供給支援型	中心市街地の活性化に資する事業に係る設備資金	2億円	15年以内	3年間 無利子 4年目以降 2.1%	2.1% (融資実行日から3年間)	必要に応じ 保証付
	まちなか再生型	・市が定める区域【※3】で、賃貸用集合住宅の建設に充てる資金であること ・市が定める区域【※3】で、再開発に係る建物の新築または改修に充てる資金であること					
⑦ 協同組合等 事業資金	協同組合等事業型【※5】	組織金融の円滑化または協同事業資金に係る運転資金または設備資金	5,000万円	15年以内	1.3%	—	必要に応じ 保証付
	<b>要件拡充</b> 商店街活性化事業計画事業型	・協同組合等であること ・経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画の登載事業に充てる資金であること					
⑧ 高度化事業資金	北海道から貸し付けを受ける高度化事業に係る設備資金	・北海道から高度化事業資金の貸付けを受ける中小企業者等であること	5,000万円	15年以内	1.3%	—	必要に応じ 保証付

※1 市中金利の変動により、年度途中でも変更になる場合がありますので、必ずご確認ください。※2 認定経営革新等支援機関とは中小企業者が経営相談を受けられる国が認定する公的支援機関です。市内の認定経営革新等支援機関については、中小企業庁のホームページでご確認ください。※3 対象地域等については、市ホームページでご確認ください。※4 セーフティネット保証要件に該当する小規模企業者とは中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかに該当するもので取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている小規模事業者のことをいいます。※5 商工組合中央金庫のみが取り扱いとなります。※本制度は融資の斡旋を行うもので融資の実行を保証するものではありません。金融機関の審査の結果、希望どおりの融資を受けられない場合もありますのでご注意ください。

### 上記の制度を利用するための共通要件

- 1 市内で事業を営んでいること (④および⑥の貸付金を除く)
- 2 同一事業を原則として1年以上営んでいること (②の貸付金を除く)
- 3 営む事業が北海道信用保証協会の保証対象業種であること
- 4 市税の滞納がないこと

### 市内取扱銀行 (順不同)

- ・北洋銀行・釧路信用金庫・釧路信用組合・北海道銀行・北見信用金庫
- ・大地みらい信用金庫・北陸銀行・網走信用金庫・商工組合中央金庫

### 中小企業者の方々、釧路市内で創業を目指す方々への補助制度

#### ●空き店舗等活用促進事業補助金

市内商業地域内等への空き店舗等に开店の際の、改修工事(備品は除く)等に対する補助(補助上限額20万円、釧路川以北の商業地域の補助上限額50万円)を実施しています。補助要件等詳細については市ホームページ(☎[http://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/b\\_shien/yuushi/0004.html](http://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/b_shien/yuushi/0004.html))をご覧ください。

#### ●信用保証料補助金

上記②の新たな融資制度である「創業支援資金」の融資を受けた中小企業者の方々に、1事業者につき1回限り、信用保証料補助を行います。融資実行日から90日以内に、直接市役所本庁舎4階商業労政課に申請してください。詳細については市ホームページ(☎[http://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/b\\_shien/shougyou/shinsei/page00009.html](http://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/b_shien/shougyou/shinsei/page00009.html))をご覧ください。

## 市長から皆さんにお伝えしたい vol.47

### 地域一体となった創業・経営革新等の支援体制づくりへ

これまで釧路市では、限られた資源を社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資するため、「政策プラン」を策定し、地域経済のプラス成長を目指した取り組みを進めてまいりました。

また、昨年12月には、人口減少に果敢に立ち向かい、将来に希望の持てるまちの姿を見据え、地域が一体となって苦難を乗り越えていくことを目指し、「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

4月から、地域経済の担い手である中小企業者の方々の競争力を高めるため、資金調達円滑化と負担軽減を図ることを目的に、釧路市中小企業融資制度の見直しを行い、3年間無利子の融資である

「創業支援資金」と「がんばる企業応援資金」を新たに設け、創業支援資金については信用保証料補助を行うこととしました。

さらに、市内での創業促進を目的として作成しました「創業支援事業計画」が昨年10月に国から認定され、市内の各支援機関と連携し、ワンストップ相談窓口の設置や、中小企業支援ポータルサイトの開設などにより、創業促進の環境を整えるとともに、専門家による経営相談会および臨店研修の実施など、地域一体となって中小企業者に対する伴走型支援を行い、事業者の方々の自主的かつ意欲的な取り組みへの幅広い支援を進めてまいります。

釧路市長 蝦名 大也